

復興プラン(仮称)の骨子案

はじめに

(1) 策定の趣旨

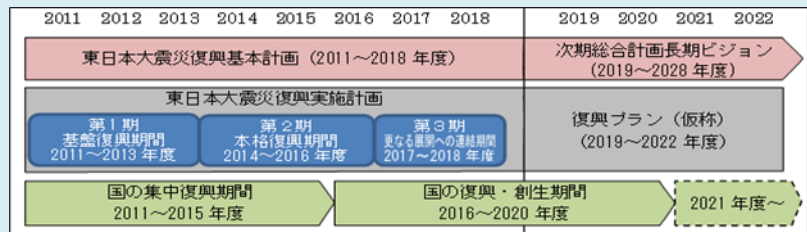
- 岩手県では、平成23年4月に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定し、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障すること及び犠牲者の故郷への思いを継承することを、基本方針を貫く2つの原則と位置づけました。
- この原則を受けて、平成23年8月に、岩手県東日本大震災津波復興基本計画を策定し、これまで、その具体的な施策や事業などを定めた復興実施計画に基づき、復興の取組を進めてきました。
 - ・ 第1期(2011年度～2013年度)は、「基盤復興期間」として、被災地域の復旧・復興の第一歩となる緊急的な取組を重点的に進めるとともに、本格的な復興に向けた復興基盤整備のための各種施策を実施しました。
 - ・ 第2期(2014年度～2016年度)は、「本格復興期間」として、復興まちづくりを進めるとともに、被災者の生活の安定と住宅再建、地域産業の再生など、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す各種施策を実施しました。
 - ・ 第3期(2017年度～2018年度)は、「更なる展開への連結期間」として、被災者＝復興者一人ひとりの復興を見守り、寄り添った支援を行うとともに、多様な主体の参画や交流、連携により、復興事業の総仕上げを視野に復興の先も見据えた地域振興にも取り組みました。
- これまでの8年間で災害廃棄物の処理、被災した漁船や養殖施設の整備などが完了したほか、復興道路や海岸保全施設の整備、災害公営住宅の整備、商業施設や水産加工施設の再開など、復興の歩みは着実に進んでいます。
- 一部の海岸保全施設などについては整備が完了していませんが、2020年度までとされている国の復興・創生期間内に事業を完了させるよう取り組んでいくとともに、被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援、農林水産業や商工業の振興など、必要な事業については被災者一人ひとりの復興を成し遂げるため、2020年度で区切ることなく、最後まで実施していく必要があります。
- また、発災から8年が経過し、記憶の風化も懸念される中、被災県として東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝え、国内のみならず世界の防災力向上に貢献していく必要があります。
- このプランにおいては、これまでの取組の成果を踏まえ、長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に基づき、三陸のより良い復興の実現のために必要な事業を実施していきます。
 - ・ 具体的には、海岸保全施設を始めとする社会資本などの整備に係る事業については、2020年度までの完了を目指して実施していきます。
 - ・ 被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援、農林水産業や商工業の振興など、中長期的な視点から必要な事業については、被災地の状況を踏まえながら、2020年度で区切ることなく、政策プランや地域プランに掲げる施策などと連携しながら、実施していきます。
 - ・ 東日本大震災津波伝承館の運営のほか、防災教育の推進など、教訓の伝承に係る事業については、未来のために永続的に実施していきます。

(2) プランの期間

2019年度から2022年度までの4年間とします。

(3) プランの構成

このプランには、「より良い復興～4つの柱～」(「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」「未来のための伝承・発信」)に基づく取組ごとにプランの期間において実施を予定する事業を掲載します。



(4) プランの推進

- 政策プランや地域プランと連動しながら、沿岸・内陸一体となって、復興の取組を推進していきます。
- 有識者からの意見・提言を必要な復興施策に反映し、若者や女性の活躍を促進するなど、あらゆる世代、性別の方々の幅広い参画により復興の取組を推進していきます。
- 国、市町村はもとより、関係団体、企業、NPOなどが実施する取組と連携を図りながら、官民協働による多様な力を結集して取組を推進していきます。

復興推進の取組

(1) 安全の確保

(記載イメージ) ※ 具体的な取組等の記載については今後検討

① 防災のまちづくり

津波対策の基本的考え方を踏まえた多重防災型まちづくりにより、津波などの自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを推進します。また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを推進します。具体的には、・・・等に取り組みます。

【主な取組】

- まちづくりと一体となった防潮堤等の復旧・整備
- ……

【構成事業の概要と実施年度】

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度						
				2018	2019	2020	2021	2022	2023～	
1	三陸復興道路整備事業(橋梁耐震化等)	県	復興道路として内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ復興幹線の高規格幹線道路等や、復興支線道路として内陸部から沿岸各都市等にアクセスする連絡及び集約幹線と併走に接続する連絡等、復興幹線道路として主要幹線の機能を支援する連絡等について、建設を推進。また、復興道路及び復興支線道路のうち第1次緊急輸送道路の橋梁耐震化を推進。							

② 交通ネットワーク

(2) 暮らしの再建

- ③ 生活・雇用
- ④ 保健・医療・福祉
- ⑤ 教育・文化・スポーツ
- ⑥ 地域コミュニティ
- ⑦ 市町村行政機能支援

(3) なりわいの再生

- ⑧ 水産業・農林業
- ⑨ 商工業
- ⑩ 観光

(4) 未来のための伝承・発信

- ⑪ 事実・教訓の伝承
- ⑫ 復興情報発信

※ 構成事業の概要と実施年度について

- 長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」に基づき、4つの柱ごとに実施を予定する事業を列挙します。
- 列挙にあたっては、当該事業が①2020年度までの完了を目指す事業、②2021年度以降も当面の間継続する事業、③復興の取組として永続的に実施する事業のいずれに該当するか分かるよう明記します。
- 2020年度までの復興事業の完了を見据え、計画値については、同年度までの計画値を記載することを基本とします。ただし、③復興の取組として永続的に実施する事業については、2022年度までの計画値を記載します。

【記載例①: 2020年度までの完了を目指す事業】

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度						
				2018	2019	2020	2021	2022	2023～	
1	三陸復興道路整備事業(橋梁耐震化等)	県	復興道路として内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ復興幹線の高規格幹線道路等や、復興支線道路として内陸部から沿岸各都市等にアクセスする連絡及び集約幹線と併走に接続する連絡等、復興幹線道路として主要幹線の機能を支援する連絡等について、建設を推進。また、復興道路及び復興支線道路のうち第1次緊急輸送道路の橋梁耐震化を推進。							

【記載例②: 2021年度以降も当面の間継続する事業】

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度						
				2018	2019	2020	2021	2022	2023～	
1	いわて子どものこころのサポート事業	県、市町村	幼児児童生徒の適切な心のサポートを図るため、継続的に学校に支援 ～スクールカウンセラー等を活用した支援を行う市町村数(2019・2020)：33市町村							

【記載例③: 復興の取組として永続的に実施する事業】

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度						
				2018	2019	2020	2021	2022	2023～	
1	震災津波関連資料収集・活用等推進事業	県	東日本大震災津波からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動等に生かすため、「いわて震災津波アーカイブ～希望～」に資料を蓄積するとともに、その活用を促進。 ～アーカイブの閲覧件数(2019～2022) 50万件							